

スポーツ振興センターの災害共済給付制度です。 学校でのケガは対象となる可能性があります。



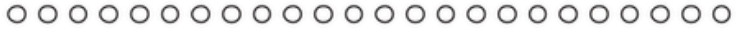
いざというときのために知っておきたい

災害共済給付制度



災害共済給付制度とは？

学 校で起こったケガなどで受診し、一定以上の医療費を支払った場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われます。これを「災害共済給付制度」といいます。
もちろんケガがないことが一番良いですが、いざというときのために知っておいていただくと安心です。



- 医療費** 学校の管理下で生じ、医療費の総額が5,000円以上のケガ・疾病
- 障害** そのケガや疾病が治った後に後遺症が残る場合
- 死亡** 学校管理下での事件や疾病などに直接起因する場合



*健康保険が適用される治療のみ対象

学校管理下でのケガなどが対象です

- 学校の授業中
- 部活動中
- 修学旅行中
- 休憩時間中
- 大掃除の時間
- 登下校中
- 放課後（下校前）



たとえば… こんなケガが対象です

- 授業中に はさみや彫刻刀などで ケガをした
- お昼休みに 遊具から落ちた
- 通学中に 自転車で転んだ

注意 請求には時効があります

医療機関等を受診した月から2年間請求を行わないと、給付金が受けられません。必要書類のご提出は、余裕をもってお願いいたします。

例 令和6年5月に受診→
時効の起算日は令和6年6月11日。
2年後の令和8年6月10日までに日本スポーツ振興センターへ書類が到着している必要がある

こんなケースに注意

初回に申請しておけば良いと勘違いしていた
継続して通院する必要がある場合、初回だけではなく医療機関にかかったら毎月申請する必要があります。



すべての治療が終わったら請求しようと思っていた
同一災害による継続治療は、初診から最長10年間支給を受けられますが、月ごとに2年で時効が発生します。

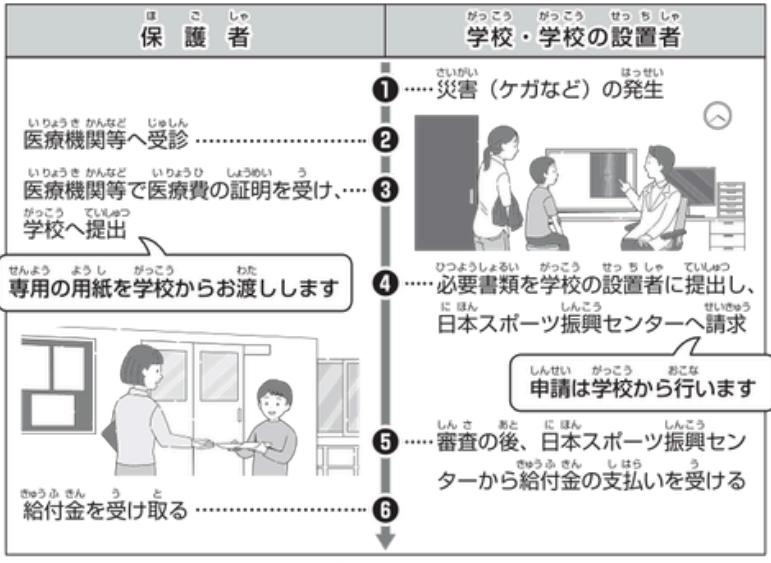


医療機関等での証明がとれていない
用紙を持っていても医療機関の状況等によってはその場で書類を書いてももらえないこともあります。



受給までの流れ

たとえ条件を満たしていても、申請をしなければ給付金は支払われません。



*申請からお支払い完了まで、3カ月程度かかります
*自治体の医療費助成制度等を利用する場合は給付金額が変わります

保護者の方へ



学校を欠席される場合、“one-stop”を使って連絡してください。「詳細」欄には、「体調不良」等漠然とした記載ではなく「発熱」「頭痛」「腹痛」「嘔吐」「咳・喘息」などの**具体的な症状、または診断名**をご入力ください。

これらの情報から、校内の感染症流行の兆しを早期に捉え、登校自粛など適切な対応につなげることが可能となります。ご協力をお願いいたします。

※遅刻・早退の際は、給食の有無もご記入ください。

出欠設定

氏名 渡辺 児童1

日付 2025年04月25日(金)

出欠 出席 オンライン 欠席

遅刻 登校(予定)時刻 --:--

早退 下校(予定)時刻 --:--

詳細

更新 閉じる

例)

- 夜から発熱 (37度8分)
- インフルエンザB
- 咳
- 吐き気がある
- 足の痛みのため受診後に登校します。給食に間に合わない場合は、あらためて連絡します。

- × 体調不良
- × 体調が悪い

早く寝て体を休める！



早起きで頭がすっきり！



☆ よい
生活リズムを
身につけよう
+

元気に
勉強や運動！



朝ごはん
で
パワーチャージ！

